

証券コード 8245

平成29年5月12日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目3番1号

株式会社 **丸 榮**

代表取締役社長 野 原 太二雄

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月30日（火曜日）午後8時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月31日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目23番3号
名古屋国際ホテル（2階）老松の間
（末尾の会場案内図をご参照ください）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第98期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますと存じますので、お手数ながら同用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.maruei.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業業績や雇用・所得環境に改善傾向が見受けられ、緩やかな回復基調が継続したものの、節約志向の高まりなどにより個人消費動向は未だ足踏み状態が続いています。また、中国経済の減速懸念をはじめ、英国のEU離脱、米国の新大統領就任後の政策動向に対する懸念などもあり、先行きは依然として不透明な状況となっています。

こうした環境下において、当社グループの主たる事業分野であります百貨店業界におきましては、インバウンド消費の伸び悩みに加え、主力である衣料品の不振により、厳しい状況が続いております。

このような中、当社は業績の向上と経営の効率化を目指し、多様化するお客様のニーズに対応すべく売場体制の整備や品揃えの強化などの営業諸施策を継続的に推し進めてまいりました。しかしながら、当連結会計年度の当社グループの売上高は、186億1千2百万円（前年同期比89.5%）となり、営業損失4億8千5百万円（前年同期は営業損失2億7千8百万円）、経常損失6億2千6百万円（前年同期は経常損失4億2千6百万円）と大変厳しい結果となりました。特別損失として固定資産除却損など3億1千7百万円を計上し、また、法人税等の税率の変更などにより、法人税等調整額が5千9百万円減少した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は8億9千5百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失5億6千4百万円）となりました。

なお、第98期配当につきましては、厳しい経営環境と諸般の状況を慎重に勘案し、誠に遺憾ながら見送らせていただくことといたしました。

株主の皆様には、誠に申し訳なく存じますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[百貨店業]

百貨店業におきましては、他店との差別化を図ることを目的に、新規大型テナントや地元の名店を導入するとともに、美と健康をテーマとしたビューティーセレクトゾーンを開設するなど、売場体制の整備に積極的に取り組んでまいりました。また様々な販促イベントを実施し、集客力の強化による売上高の向上にも努めてまいりましたが、主力である衣料品の不振が続き、売上高158億8千8百万円（前年同期比87.8%）、営業損失6億6千9百万円（前年同期は営業損失4億1千4百万円）となりました。

[不動産賃貸業]

不動産賃貸業におきましては、空室率の改善に取り組みましたが、売上高15億9千1百万円（前年同期比96.0%）、営業利益5億2千5百万円（前年同期比106.9%）となりました。

[その他]

その他におきましては、運送業、清掃業及び百貨店店舗内において友の会事業を運営しており、売上高11億3千3百万円（前年同期比107.3%）、営業損失1千2百万円（前年同期は営業損失3千3百万円）という結果となりました。

(2) 企業集団のセグメント別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前 年 比
百 貨 店 業	15,888 <small>百万円</small>	85.4 %	87.8 %
不 動 産 賃 貸 業	1,591	8.5	96.0
そ の 他	1,133	6.1	107.3
合 計	18,612	100.0	89.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 記載金額は消費税等を含まず、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金は、自己資金及び借入金で充ちいたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は4億5千万円で、次のとおりであります。

売場リニューアル関連	2億3千4百万円
設備維持補修	2億1千5百万円

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、各種政策による効果が下支えとなって、緩やかな回復基調が継続することが期待される一方で、不安定な海外経済情勢や先行き不安に起因する国内消費の回復遅延などの懸念材料も多く、依然として予断を許さない状況となっています。

流通小売業界におきましては、統合・再編による寡占化や競争激化に加え、お客様のニーズはますます多様化・複雑化しており、それらに的確に対応していくことが喫緊の課題となっています。

そのような中、当社は、費用対効果の向上に努め、経営効率の高い店舗運営体制を確立するとともに減収に歯止めをかけ、収益拡大を目指し店舗の活性化策を進めてまいります。また拡大するコト消費への対応など、引き続き売場体制の整備と品揃えを強化し、新しいテナントショップと既存売場の融合を目指した売場展開で店舗の差別化を図ってまいります。

併せて、当社グループの主要な事業であります運送業及び清掃業につきましても、市内中心部にある事業拠点の優位性を最大限に活用し、更なる事業拡大に取り組み、グループ全体の企業価値向上に注力してまいります。

何卒、今後ともご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第95期	平成26年度 第96期	平成27年度 第97期	平成28年度 第98期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	24,690	22,715	20,803	18,612
経常利益 (百万円)	375	△103	△426	△626
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	209	△304	△564	△895
1株当たり当期純利益 (円)	1.61	△2.35	△4.35	△6.90
総資産 (百万円)	45,814	45,058	43,423	42,777
純資産 (百万円)	20,394	20,020	19,817	19,129

(注) △印は、損失を表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は興和株式会社で、同社は当社の株式を89,977千株（議決権比率69.71%）所有しております。

また、同社は当社と業務資本提携基本合意書を締結している戦略的パートナーであり、当社は同社から役員の派遣を受けております。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社から資金の借入を行っておりますが、利息については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

ロ当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、事業運営に関し、親会社との良好な協業関係を維持しつつ、上場会社としての独立性を確保しており、経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行等につきましては、当社が主体的に決定しております。

当該取引条件につきましても、一般取引条件と同様に、経済合理性等を十分検討した上で主体的に決定しており、当社取締役会は、親会社との間の取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 栄 工 社	50 ^{百万円}	100.00 %	運 送 業
株式会社丸栄エイセイクリーン	50	100.00	清 掃 業
株 式 会 社 丸 栄 友 の 会	20	100.00	前払式割賦販売の取次業
栄インベストメント有限会社	3	— (注)2	不 動 産 賃 貸 業
栄インベストメント一般社団法人	20 (注)1	— (注)2	特別目的会社の運営
株 式 会 社 新 田 中	10	100.00	不 動 産 賃 貸 業 (注)3

(注) 1. 基金の額であります。

2. 議決権等は有しておりませんが、実質的に支配しているため子会社といたしております。

3. セグメント上は、百貨店業に含めております。

(8) 主要な事業内容

百貨店業、不動産賃貸業

(9) 主要な事業所

①当社

百 貨 店	名古屋市中区
不 動 産 部	名古屋市中区

②子会社

株式会社栄工社柳原事業所	名古屋市北区
株式会社丸栄エイセイクリーン	名古屋市中区
株式会社丸栄友の会	名古屋市中区
栄インベストメント有限会社	東京都千代田区
栄インベストメント一般社団法人	東京都千代田区
株式会社新田中	名古屋市中区

(10) 従業員の状況

従業員数	前年比増減
193 ^名	△5 ^名

(注) 上記従業員のほかにパートタイマー281名がおります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,087 ^{百万円}
三井住友信託銀行株式会社	655

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、当社の親会社である興和株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）への賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 270,000,000株
(2) 発行済株式の総数 130,368,887株（自己株式 550,502株を含む）
(3) 株主数 7,143名（前期末比 433名減）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
興和株式会社	89,977 ^{千株}	69.31%
丸榮協栄会	2,574	1.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,173	1.67
三井住友信託銀行株式会社	1,760	1.35
中林智子	1,241	0.95
川崎晃義	1,214	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	928	0.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	914	0.70
東京海上日動火災保険株式会社	689	0.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	684	0.52

(注) 持株比率は自己株式を控除し算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	江崎 美治洋	栄地下センター株式会社 代表取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	野原 太二雄	
常務取締役	中林 久高	不動産本部長 株式会社新田中 代表取締役社長
常務取締役	濱島 吉充	営業本部長
常務取締役	渡邊 克哉	総務本部長兼社長室担当 兼法務・内部監査室担当
取締役	東山 浩志	営業副本部長
取締役	福家 辰雄	総務副本部長兼社長室長
取締役	宮崎 隆光	
常任監査役 (常勤)	新美 直樹	
常任監査役 (常勤)	北田 勝久	
監査役	吾妻 賢治	公認会計士
監査役	佐藤 和生	

- (注) 1. 取締役宮崎隆光氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役北田勝久、吾妻賢治、佐藤和生の3氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役宮崎隆光、監査役吾妻賢治の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 4. 監査役吾妻賢治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
 平成28年5月26日開催の第97回定時株主総会におきまして、佐藤和生氏が監査役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役宮崎隆光氏及び社外監査役吾妻賢治、佐藤和生の両氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8 名 (1)	78 百万円 (6)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	16 (11)
計	12	95

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成3年5月23日開催の第72回定時株主総会において、月額1,900万円以内と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は平成6年5月26日開催の第75回定時株主総会において、月額350万円以内と決議いただいております。
2. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は360万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

氏 名	当事業年度に開催した取締役会での活動状況	当事業年度に開催した監査役会での活動状況
宮崎 隆光	取締役会11回中全てに出席し、議案の審議に必要な発言を行っております。	
北田 勝久	取締役会11回中全てに出席し、議案審議等につき、適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。	監査役会6回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
吾妻 賢治	取締役会11回中全てに出席し、議案審議等につき、適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。	監査役会6回中全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
佐藤 和生	取締役会9回中全てに出席し、議案審議等につき、適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。	監査役会4回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(注) 監査役佐藤和生氏につきましては、平成28年5月26日に就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の総額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の 合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、その妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、監査役会は、会計監査人の監査の方法、手続き及び状況並びに結果が会計基準に照らして不適切と各監査役が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 内部統制システムの基本方針に関する事項

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令・定款及び社内規程等の遵守を確保するため、「コンプライアンス基本規程」を基本とし、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、公正且つ適正な経営の実現を図る。
 - ② 企業理念・経営指針及び丸栄行動基準等を記載した「コンプライアンス・ガイドブック」に基づき、コンプライアンスに係る定期的な社内研修を通じて、企業活動の原点である法令等遵守の徹底と企業倫理意識の浸透を図る。
 - ③ 内部監査部門は、各部門の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に監査を実施する。
 - ④ 社内で法令等遵守上疑義のある行為を知った場合の相談及び報告体制として、「公益通報者保護に関する規程」に従い、早期発見に努めるとともに、問題が発覚した場合は、是正措置を講じて再発防止策を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等の重要文書は関連資料とともに、適切に管理・保存する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理の実効性を確保するため、「リスク管理規程」を基本とし、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、発生が予測されるリスクの抽出及び対応策を講ずるとともに、社内研修を通じて、リスク管理体制の強化を図る。
 - ② 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、「クライシス（危機）発生時における企業対応マニュアル」に従い、社長指揮下の危機対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるべく、適切な対応策を迅速に実施する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 原則毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催し、経営の重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
 - ② 常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を原則毎週1回開催し、取締役会の決議事項を含む重要事項について事前に審議し、経営の意思決定の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社等の重要な経営情報については必要に応じて親会社に提供し、重要事項については親会社との間で協議を行い情報を共有する。
 - ② 「子会社管理規程」に従い、原則毎月1回「グループ戦略会議」を開催し、子会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、各子会社に対する適切な経営管理を行い、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築・運用を図る。
 - ③ 内部監査部門は、子会社のリスク管理体制及びコンプライアンスの状況等について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が監査の実効性を高め、且つ監査職務を円滑に遂行するために、取締役との間で協議し、監査役の職務遂行を補助する監査役スタッフを配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役スタッフの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を要する。
 - ② 監査役スタッフは、監査の補助業務を遂行するに当たり、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査の実効性を確保するため、法令、定款、社内規程等に違反する事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
 - ③ 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
 - ④ 常勤の監査役は取締役会及び常務会のほか、社内の重要な会議に出席する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は監査方針をたて、監査対象、監査方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。また、組織的且つ効率的に監査を実施するために監査業務の分担を定める。
 - ② 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ③ 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。
 - ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合をもち、内部統制システムの状況、リスクの評価・対応及び監査重点項目等について意見交換を行う。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出を有効且つ適切に行うことが、社会的信用の維持・向上のため極めて重要であるとし、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その評価を継続的に行う。
- (12) 反社会的勢力排除のための体制
社会秩序や企業の健全な活動を阻害する反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との密接な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

(内部統制システムの基本方針の運用状況の概要)

- ① コンプライアンス及び損失の危険に関する取組みの状況
当事業年度にコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、会社全般を取り巻くリスクを抽出し、対応策を検討するとともに、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、委員会に報告いたしました。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われた取組みの状況
当事業年度に定時取締役会を11回開催いたしました。また、常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を41回開催いたしました。
- ③ 当社及びその子会社における業務の適正を確保する取組みの状況
グループ戦略会議を12回開催し、子会社の業務執行の計画及び月次の進捗状況等について報告を受け、助言等を行いました。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況
監査役会は、常勤監査役1名、常勤社外監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において6回開催されました。監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門担当者と会合を行い、意見交換を行いました。さらに、稟議書等を常時閲覧し、監査の実効性の向上を図りました。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数と議決権比率、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

平成29年2月28日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	42,777 百万円	負 債 の 部	23,648 百万円
流 動 資 産	2,301	流 動 負 債	11,180
現金及び預金	990	支払手形及び買掛金	1,233
受取手形及び売掛金	388	短期借入金	3,900
商 品	370	1年内返済予定の長期借入金	3,525
貯 蔵 品	24	未 払 費 用	232
そ の 他	531	未 払 法 人 税 等	28
貸 倒 引 当 金	△4	賞 与 引 当 金	1
固 定 資 産	40,475	ポイント引当金	26
有 形 固 定 資 産	37,373	未使用商品券等引当金	195
建物及び構築物	6,761	そ の 他	2,037
工具、器具及び備品	171	固 定 負 債	12,467
土 地	30,433	長期借入金	5,681
そ の 他	6	再評価に係る繰延税金負債	3,454
無 形 固 定 資 産	1,070	繰 延 税 金 負 債	1,938
の れ ん	1,008	退職給付に係る負債	461
そ の 他	62	長期預り保証金	524
投 資 そ の 他 の 資 産	2,030	そ の 他	407
投資有価証券	1,740	純 資 産 の 部	19,129
差入保証金	181	株 主 資 本	11,238
繰延税金資産	5	資 本 金	9,937
そ の 他	103	資 本 剰 余 金	2,290
貸 倒 引 当 金	△0	利 益 剰 余 金	△871
		自 己 株 式	△118
		その他の包括利益累計額	7,890
		その他有価証券評価差額金	32
		土地再評価差額金	7,872
		退職給付に係る調整累計額	△14
合 計	42,777	合 計	42,777

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		18,612
売上原価		14,703
売上総利益		3,909
販売費及び一般管理費		4,394
営業損失		485
営業外収益		
受取利息及び配当金	24	
その他の収益	79	104
営業外費用		
支払利息	178	
その他の費用	65	244
経常損失		626
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	317	
その他の特別損失	0	317
税金等調整前当期純損失		942
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△59	△47
当期純損失		895
親会社株主に帰属する当期純損失		895

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,937	2,290	23	△117	12,134
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△895		△895
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△895	△0	△896
当期末残高	9,937	2,290	△871	△118	11,238

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	26	7,691	△34	7,683	19,817
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△895
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	181	19	207	207
当期変動額合計	6	181	19	207	△688
当期末残高	32	7,872	△14	7,890	19,129

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

(株)栄工社、(株)丸栄エイセイクリーン、(株)丸栄友の会、
栄インベストメント(有)、栄インベストメント一般社団法人、(株)新田中

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称

栄地下センター(株)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、栄インベストメント(有) (12月31日) 及び栄インベストメント一般社団法人 (12月31日) を除き、連結決算日と一致しております。なお、上記連結子会社2社については、同社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法……………商品

主として売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

先入先出法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………建物については定額法
(リース資産を除く) なお、平成10年度の税制改正により、耐用年数の短縮が行われておりますが、改正前の耐用年数を継続して適用しております。
その他の有形固定資産については定率法
- ②無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に対する賞与の支出に備えるために、賞与支給見込額を計上しております。
- ③ポイント引当金……………ポイントカードの使用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、連結会計年度末におけるポイント金券残高に対する将来使用されると見込まれる額のうち費用負担となる原価相当額を計上しております。
- ④未使用商品券等引当金……………当社グループが発行している商品券等の未使用分のうち、過年度において発行から一定期間経過後収益に計上したもののについて、将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

②ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生日以降20年間で均等償却しております。

⑤消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成29年3月1日から平成31年2月28日まで	30.7%
平成31年3月1日以降	30.5%

この変更により、固定負債の繰延税金負債が60百万円、再評価に係る繰延税金負債が181百万円、法人税等調整額が60百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円、土地再評価差額金が181百万円それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

土地	15,600 百万円
建物及び構築物	4,837
投資有価証券	158
合計	20,596

(2) 対応する債務

短期借入金	2,200 百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,257
長期借入金	3,651
合計	8,109

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,566 百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部に、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出。

再評価を行った年月日

平成13年2月28日

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度の増加株式数(株)	当連結会計年度の減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	130,368,887	—	—	130,368,887

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰資金については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在します。当該信用リスクは、与信管理規程に従って、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格の変動リスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の用途は、運転資金及び設備投資資金等であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクが存在します。このうち一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るためデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用しています。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、信用力の高い大手金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	990	990	—
(2) 受取手形及び売掛金	388	388	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	206	206	—
資産計	1,585	1,585	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,233	1,233	—
(2) 短期借入金	3,900	3,900	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9,207	9,231	23
負債計	14,340	14,364	23

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,534

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式には、関連会社株式1,337百万円が含まれております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は525百万円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
15,053	△142	14,910	28,818

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却（194百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	147.35円
1 株当たり当期純損失	6.90円

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）含有物の処理費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

全ての対象資産が耐用年数を経過しているため、将来の資産除去に係る費用を資産除去債務の全額としております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	212百万円
時の経過による調整額	一百万円
期末残高	212百万円

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年3月9日開催の取締役会におきまして、下記のとおり固定資産の譲渡について決議し、平成29年3月30日に引渡しが完了いたしました。

(1) 譲渡の理由

資産の効率化および財務体質の向上を図るため。

(2) 譲渡資産の概要

① 譲渡資産の内容

土地：7,572.66㎡

建物：寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 延床面積1,833.85㎡
配送センター 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根5階建
延床面積8,055.77㎡

倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 延床面積1,014.12㎡

② 所在地：名古屋市北区柳原3丁目602番、603番

③ 譲渡益：108百万円（概算）

④ 現況：寄宿舍 配送センター 倉庫

※譲渡先の意向により、譲渡価額・帳簿価額については開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先の意向により、開示を控えさせていただきますが、譲渡先は国内の事業法人1社であり、当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はございません。

(4) 譲渡の日程

① 取締役会決議日：平成29年3月9日

② 契約締結日：平成29年3月9日

③ 物件引渡期日：平成29年3月30日

(5) 業績に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益については、翌連結会計年度において「固定資産売却益」として特別利益に計上する予定であります。

貸借対照表

平成29年2月28日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	40,560 百万円	負 債 の 部	22,260 百万円
流 動 資 産	1,860	流 動 負 債	11,293
現 金 及 び 預 金	372	支 払 手 形	264
受 取 手 形	1	買 掛 金	857
売 掛 金	301	短 期 借 入 金	4,330
商 品	370	1年内返済予定の長期借入金	3,525
貯 蔵 品	23	リ ー ス 債 務	28
前 払 費 用	57	未 払 金	16
短 期 貸 付 金	280	未 払 費 用	305
未 収 入 金	445	未 払 法 人 税 等	22
そ の 他	12	預 り 金	1,660
貸 倒 引 当 金	△4	賞 与 引 当 金	0
固 定 資 産	38,700	ポ イ ン ト 引 当 金	26
有 形 固 定 資 産	23,534	未 使 用 商 品 券 等 引 当 金	172
建 物	5,520	そ の 他	81
工 具、器 具 及 び 備 品	169	固 定 負 債	10,967
土 地	17,844	長 期 借 入 金	5,681
無 形 固 定 資 産	57	リ ー ス 債 務	1
ソ フ ト ウ ェ ア	17	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,454
そ の 他	40	繰 延 税 金 負 債	662
投 資 そ の 他 の 資 産	15,107	退 職 給 付 引 当 金	391
投 資 有 価 証 券	402	長 期 預 り 保 証 金	382
関 係 会 社 株 式	5,203	資 産 除 去 債 務	212
関 係 会 社 出 資 金	558	そ の 他	180
長 期 貸 付 金	5,210	純 資 産 の 部	18,299
差 入 保 証 金	173	株 主 資 本	10,395
長 期 未 収 入 金	3,470	資 本 本 金	9,937
そ の 他	89	資 本 剰 余 金	2,290
貸 倒 引 当 金	△0	資 本 準 備 金	2,290
		利 益 剰 余 金	△1,714
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,714
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,714
		自 己 株 式	△118
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,904
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,872
合 計	40,560	合 計	40,560

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで

科 目	金 額	金 額
売 上 高	百万円	16,891 百万円
売 上 原 価		13,456
売 上 総 利 益		3,434
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,102
営 業 損 失		667
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	301	
そ の 他 の 収 益	30	332
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	203	
そ の 他 の 費 用	73	276
経 常 損 失		612
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	317	
そ の 他 の 特 別 損 失	0	317
税 引 前 当 期 純 損 失		930
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4	
法 人 税 等 調 整 額	△34	△30
当 期 純 損 失		900

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	9,937	2,290	2,290	△814	△814	△117	11,296
当期変動額							
当期純損失				△900	△900		△900
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△900	△900	△0	△900
当期末残高	9,937	2,290	2,290	△1,714	△1,714	△118	10,395

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25	7,691	7,716	19,013
当期変動額				
当期純損失				△900
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6	181	187	187
当期変動額合計	6	181	187	△713
当期末残高	31	7,872	7,904	18,299

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………商品

主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

先入先出法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物については定額法

（リース資産を除く）

なお、平成10年度の税制改正により、耐用年数の短縮が行われておりますが、改正前の耐用年数を継続して適用しております。

その他の有形固定資産については定率法

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支出に備えるために、賞与支給見込額を計上しております。
- (3) ポイント引当金……………ポイントカードの使用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、事業年度末におけるポイント金券残高に対する将来使用されると見込まれる額のうち費用負担となる原価相当額を計上しております。
- (4) 未使用商品券等引当金……………当社が発行している商品券等の未使用分のうち、過年度において発行から一定期間経過後収益に計上したのについて、将来の使用に備えるため、過去の実績に基づく将来の使用見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、定額法により償却（月割償却）しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(追加情報)

法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成29年3月1日から平成31年2月28日まで	30.7%
平成31年3月1日以降	30.5%

この変更により、固定負債の繰延税金負債が34百万円、再評価に係る繰延税金負債が181百万円、法人税等調整額が34百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円、土地再評価差額金が181百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

土地	15,600 百万円
建物	4,837
投資有価証券	158
合計	20,596

(2) 対応する債務

短期借入金	2,200 百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,257
長期借入金	3,651
合計	8,109

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,294 百万円

3. 保証債務の内容及び金額

前受業務保証金供託委託契約に対する保証	497 百万円
---------------------	---------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	406 百万円
短期金銭債務	2,537
長期金銭債権	8,827
長期金銭債務	12

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部に、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出。

再評価を行った年月日

平成13年2月28日

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

(1) 営業取引による取引高

売上高	472 百万円
仕入高	14
販売費及び一般管理費	869

(2) 営業取引以外の取引高

	428 百万円
--	---------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	550,502 株
------	-----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

繰越欠損金	2,642 百万円
商品券調整額	207
関係会社株式評価損	117
退職給付引当金	119
投資有価証券評価損	54
その他	257

繰延税金資産小計	3,399
----------	-------

評価性引当額	△3,399
--------	--------

繰延税金資産合計	—
----------	---

(2) 繰延税金負債

土地	△651 百万円
その他	△11

繰延税金負債小計	△662
----------	------

繰延税金負債の純額	△662
-----------	------

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具、器具及び備品
取得価額相当額	27 百万円
減価償却累計額相当額	26
期末残高相当額	0

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年以内	0 百万円
1 年超	—
合計	0

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2 百万円
減価償却費相当額	2

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社、子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	興和㈱	被所有 69.71	資金の借入 役員の受入	借入金利息 (注)2	4	短期借入金	1,200
子会社	栄インベストメント㈱	— (注)1	不動産の賃借 資金の援助	匿名組合の配当金 貸付金利息 (注)2	184 84	長期未収入金 短期貸付金 長期貸付金	3,470 280 5,200
	㈱丸栄友の会	所有 100	当社商品との引換券取扱 債務保証 役員の兼任	資金の預り (注)2 債務保証 (注)3	488 497	預り金 —	779 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 議決権の所有はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
2. 資金の借入、資金の貸付け及び資金の預りの金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. ㈱丸栄友の会に対する債務保証は、金融機関に対して行っており、市場金利を勘案して決定した保証料を受領しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	140.97円
1株当たり当期純損失	6.93円

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）含有物の処理費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

全ての対象資産が耐用年数を経過しているため、将来の資産除去に係る費用を資産除去債務の全額としております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	212百万円
時の経過による調整額	一百万円
期末残高	212百万円

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年3月9日開催の取締役会におきまして、下記のとおり固定資産の譲渡について決議し、平成29年3月30日に引渡しが完了いたしました。

(1) 譲渡の理由

資産の効率化および財務体質の向上を図るため。

(2) 譲渡資産の概要

① 譲渡資産の内容

土地：7,572.66㎡

建物：寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 延床面積1,833.85㎡
配送センター 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根5階建
延床面積8,055.77㎡

倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 延床面積1,014.12㎡

② 所在地：名古屋市北区柳原3丁目602番、603番

③ 譲渡益：108百万円（概算）

④ 現況：寄宿舍 配送センター 倉庫

※譲渡先の意向により、譲渡価額・帳簿価額については開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先の意向により、開示を控えさせていただきますが、譲渡先は国内の事業法人1社であり、当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はございません。

(4) 譲渡の日程

① 取締役会決議日：平成29年3月9日

② 契約締結日：平成29年3月9日

③ 物件引渡期日：平成29年3月30日

(5) 業績に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益については、翌事業年度において「固定資産売却益」として特別利益に計上する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

株式会社 丸 栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鬼頭 潤子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋 敦司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸栄の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

株式会社 丸 栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鬼頭 潤子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋 敦司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸栄の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

事業報告の「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載されているとおり、会社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、興和株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し、公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

当該事項は、当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成29年4月12日

株式会社 丸 榮 監査役会
常任監査役（常勤） 新美直樹 ㊟
常任監査役（常勤） 北田勝久 ㊟
監査役 吾妻賢治 ㊟
監査役 佐藤和生 ㊟

(注) 常任監査役北田勝久、監査役吾妻賢治及び監査役佐藤和生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）第1項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u>	(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）は任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、2名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(取締役候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社株式数 ②当社との特別の利害関係
1	はま じま よし みつ 濱 島 吉 充 (昭和27年9月4日)	昭和50年4月 興和株式会社入社 平成9年2月 同社繊維事業部大阪繊維第一部 部長 平成23年10月 同社生活関連事業部大阪営業部 部長 平成24年5月 当社監査役 平成25年5月 当社取締役営業副本部長兼外商 担当 平成27年5月 当社常務取締役営業本部長(現 任)	① 10,000株 ② なし
(取締役候補者としての選任理由) 当社の会社経営に関する豊富な経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。			
2	とう やま ひろ し 東 山 浩 志 (昭和35年12月23日)	昭和54年3月 当社入社 平成18年3月 当社食品部長 平成25年3月 当社営業推進部長 平成26年9月 当社営業推進部長兼特設・催事 部長 平成27年5月 当社取締役営業副本部長(現任)	① 7,000株 ② なし
(取締役候補者としての選任理由) 当社の営業部門責任者としての経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社 株式数 ②当社との特別の 利害関係
3	ふ け たつ お 福 家 辰 雄 (昭和39年6月27日)	昭和62年4月 興和株式会社入社 平成25年7月 同社資源・エネルギー第二部部長 平成25年10月 同社資源・エネルギー資源開発部部長 平成26年4月 同社産業・インフラ資源開発部部長 平成27年5月 当社取締役総務副本部長 平成28年3月 当社取締役総務副本部長兼社長室長(現任)	① 0株 ② なし
(取締役候補者としての選任理由) 当社の総務部門責任者としての経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。			
4	お だ わら のり ゆき 小 田 原 徳 幸 (昭和28年8月7日)	昭和51年4月 興和株式会社入社 平成23年7月 同社電機光学事業部管理本部長 平成24年6月 興和新薬株式会社非常勤監査役 平成27年6月 興和株式会社執行役員医薬業部管理本部長 興和新薬株式会社管理本部長(兼務) 平成28年11月 当社総務部担当部長(現任)	① 0株 ② なし
(取締役候補者としての選任理由) 長年にわたり事務・管理部門に関する幅広い経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。			
5	すぎ うら まさ ひろ 杉 浦 正 浩 (昭和36年7月31日)	昭和59年3月 当社入社 平成20年3月 当社秘書室担当部長 平成22年8月 当社秘書・経営企画室部長 平成28年3月 当社社長室部長(現任)	① 4,000株 ② なし
(取締役候補者としての選任理由) 当社の経営企画部門責任者としての経験を有し、人格・見識ともに優れていることから、当社取締役として適任であると判断したためであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	①所有する当社 株式数 ②当社との特別の 利害関係
6	みや ぎき たか みつ 宮 崎 隆 光 (昭和23年12月10日)	昭和46年4月 清水建設株式会社入社 平成14年6月 同社執行役員九州支店長 平成17年4月 同社常務執行役員名古屋支店長 平成22年4月 同社常務執行役員建築事業本部 現業統括建築事業本部東京支店 長 平成23年4月 同社専務執行役員建築事業本部 長建築事業本部東京支店長 平成24年4月 同社専務執行役員建築事業本部 長 平成26年4月 同社常任顧問 平成27年5月 当社取締役(現任)	① 0株 ② なし
		(社外取締役候補者としての選任理由) 会社経営に関する幅広い経験と見識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言を行っていただけるものと判断したためであります。	

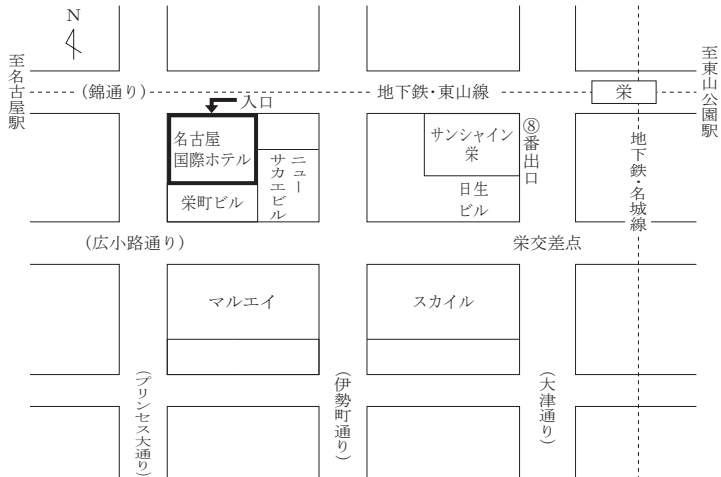
- (注) 1. 宮崎隆光氏は社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者である宮崎隆光氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者である宮崎隆光氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当社定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法定が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 宮崎隆光氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 / 名古屋市中区錦三丁目23番 3 号
名古屋国際ホテル（2階）
老松の間

交通機関 / 地下鉄 東山線・名城線栄駅下車8番出口
市バス 栄または広小路栄下車



マルエイ

インターネットホームページのアドレス

<http://www.maruei.ne.jp/>

